

民法（債・親・相） 第2回 P251～P260



債務不履行 P251～P256

債務不履行とは、債務者が正当な理由がないのに債務の本旨に従った履行をしない場合をいう。この場合、債権者は本来の給付と共に、または、本来の給付に代えて損害賠償請求ができるほか、債権が契約により発生した場合には、契約を解除することもできる。

債務不履行には、①履行遅滞、②履行不能、③不完全履行の3つがある。

《履行遅滞》

1. 履行遅滞とは

履行遅滞とは、履行が可能であるにもかかわらず、履行期を過ぎても履行がされない場合をいう。

例）AはBから100万円を借り、1か月後に返す約束であったが、期日に返すことができない場合

2

2. 履行遅滞の要件

(1) 履行が可能である

履行期に履行が可能であるにもかかわらず、履行期を過ぎてしまった場合である。

履行期に履行が不可能な場合は、はじめから履行不能の問題となり、履行期を過ぎた後に履行が不可能になった場合は、その時から履行不能となる。

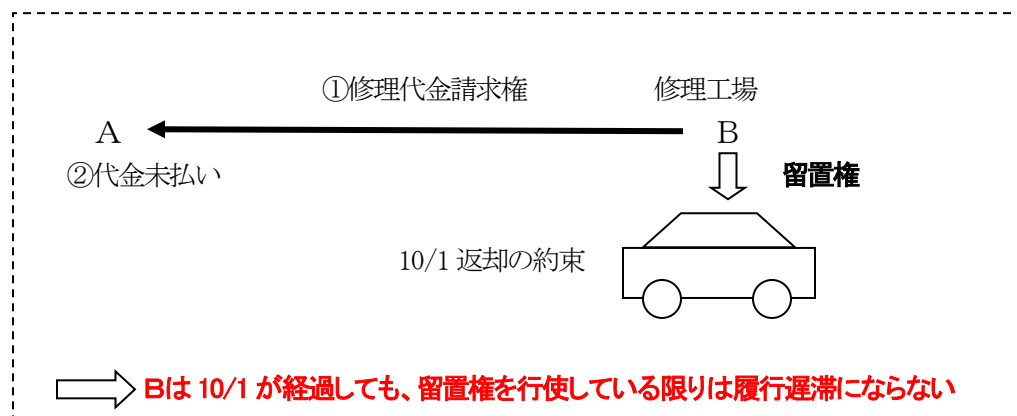
(2) 履行期を徒過したこと

いつから履行遅滞になるかは、債務の種類により異なる。

債務の種類	具体例	履行遅滞となる時期
確定期限がある債務 (確定期限付債務)	2025年7月1日に支払う	期限到来時
確定期限のない債務 (不確定期限付債務)	Aが死亡したらAの土地をBが相続し、BがXに贈与する	債務者が期限到来を知った時 又は 債務者が履行の請求を受けた時
期限の定めのない債務	BはXに時計を贈与する契約をしたが引渡時期を定めていない	債務者が履行の請求を受けた時
不法行為による損害賠償義務	交通事故による損害賠償義務	不法行為時

(3) 履行しないことが違法であること

留置権の行使や同時履行の抗弁権の行使がない場合である



3. 効果

(1) 本来の給付の請求

(2) 損害賠償請求（遅延賠償）

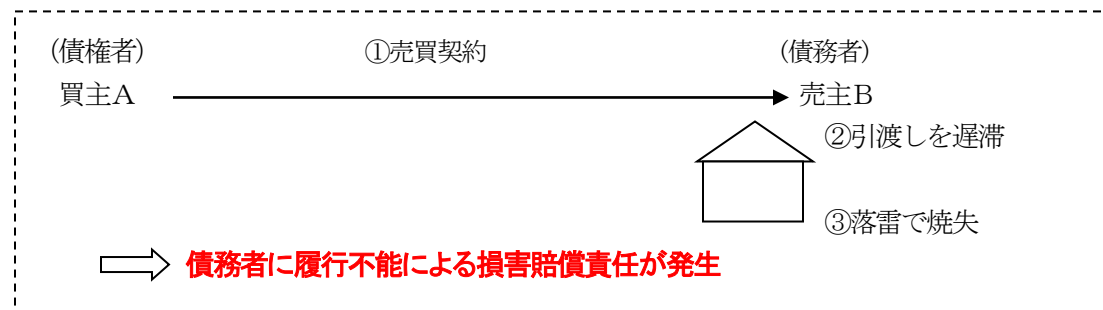
債務者は、本来の履行期に履行されなかったことより発生した損害の賠償責任（遅延賠償）を負う。
ただし、債務者は自己に帰責事由がないことを証明すれば免責される。

(3) 契約の解除 ⇨（履行が遅れたことにつき債務者の帰責事由がなくても債権者は解除できる）

債権が契約により生じたものであるときは、債権者は、債務者の債務不履行を理由として契約を解除できる。しかし、契約を解除するには、まず、債務者に対して相当期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がなかったときにはじめて解除ができる。

(4) 履行遅滞中の債務者の責任加重

履行遅滞に陥っている間に、債務の履行が不能になってしまった場合には、たとえその不能が債権者、債務者双方の責めによらない事由によるものであっても、債務者は、履行不能による損害賠償責任を負わなければならない。



《履行不能》 P254

1. 履行不能とは

履行不能とは、物理的・法律的に債務の履行が不可能になった場合をいう。

※履行が不可能になった時期は債権の成立前、成立後かは問わない

例) Aが自己所有の建物をBに売却する契約を締結したが、Aの不注意による火災で建物を焼失させてしまい、引渡が不可能になった場合などである。

売買契約締結前に焼失 → 原始的不能

売買契約締結後に焼失 → 後発的不能

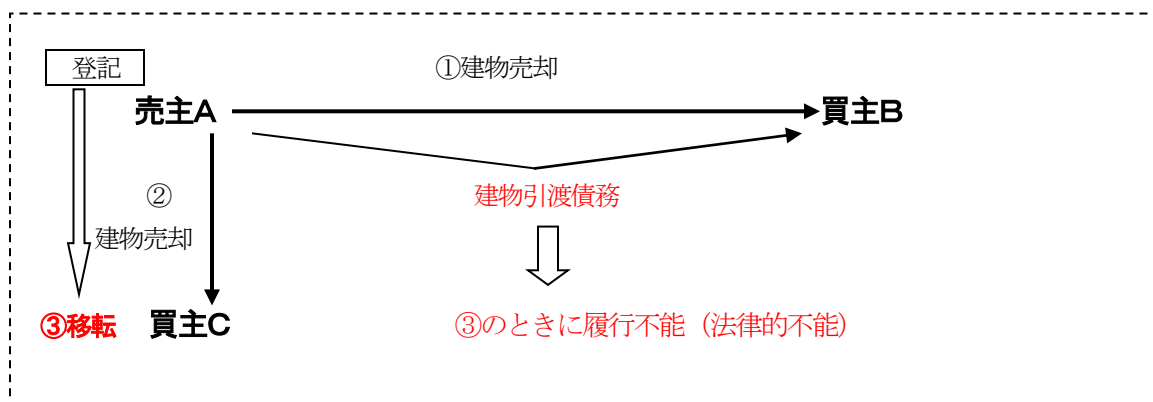
2. 成立要件

(1) 債務の履行が不可能になったこと

契約や債務の発生原因、取引上の社会通念に照らして、債務の履行が不可能になったこと

例)・火災により建物が焼失し引渡しができなくなった場合（物理的不能）

・建物の二重譲渡において、第二買受人が登記した場合の第一買受人に対する建物引渡債務（法律的不能）



(2) 履行不能が違法なものであること

3. 効果

(1) 損害賠償請求（填補賠償）

本来、履行されていれば得られたはずの利益の賠償
ただし、債務者が自己に帰責事由がないことを証明すれば免責される。

(2) 契約の解除 ⇨ (履行不能につき債務者の帰責事由がなくとも債権者は解除できる)

履行不能となったら即解除できる（履行遅滞と違い、相当期間を定めた履行の催告は不要）

(3) 代償請求権

履行不能原因と同一の原因により債務者が利益を受けたときは、債権者は債務者に償還等を請求できる権利

例) 賃借人が借りているマンションが火事になり、賃借人に火災保険金が支払われる場合、賃貸人は賃借人に火災保険金の償還請求することができる

《不完全履行》 P256

1. 不完全履行とは

不完全履行とは、債務の履行は一応されたが、それが債務の本旨に従った物・内容ではない（債務が不十分・不完全）場合をいう。

不完全履行は、追完が可能な場合（例：日本酒造りに使用する米を1トン購入したが、その一部にカビが生えていた場合）と、追完が不可能な場合（例：祝賀会で使用するビール100本を配達する契約であったが、当日に配達されたビールがすべて気の抜けたビールであった場合）とがある。

2. 効果

(1) 追完可能な場合・・・履行遅滞の場合と同じ

(2) 追完が不可能な場合・・・履行不能の場合と同じ

債務不履行に基づく損害賠償 P257～P260

《損害賠償の範囲》

債務不履行における損害として、①**通常損害**と②**特別損害**とに分けられる

通常損害	債務不履行から通常生ずべき損害	賠償の対象となる
特別損害	債務不履行から通常生じない損害で特別の事情により発生した損害	(原則) 賠償の対象とならない (例外) 債務者が特別の事情を予見すべきであった場合には賠償の対象となる

《損害賠償の方法》

1. 金銭賠償の原則

2. 賠償額の予定

債権者・債務者は損害賠償額をあらかじめ予定することができる

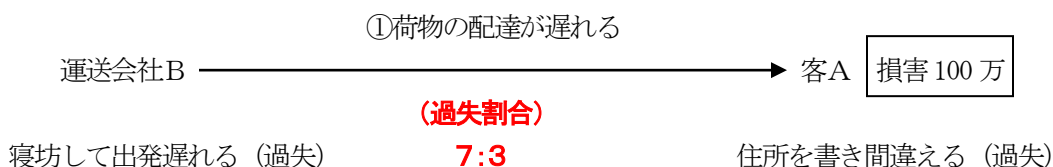
一度予定されれば裁判所は実際の損害額がいくらであるかにかかわらず、原則、変更はできない
例外として、賠償額の予定があまりにも過大で公序良俗違反の場合には減額は可能（増額は不可）

例)「ピザの配達に1分でも遅れたら、賠償金100万円」⇒ 裁判所は減額可

3. 過失相殺

債務不履行による損害について、債権者にも過失がある場合は、賠償額の算定につき債権者の過失が考慮され、その結果、賠償額が軽減されたり賠償責任が免除される

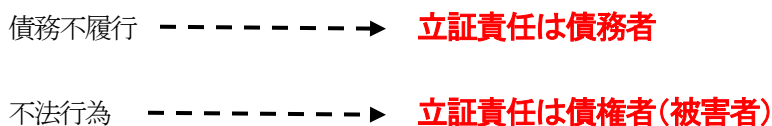
例) 債務者Bの債務不履行により100万円の損害が発生したが、Bの債務不履行については債権者Aにも責任があった(過失割合7(B):3(A)) $\Rightarrow$ **全損害(100万) - Aの過失分(30万) = 70万**



※債務不履行の場合は**必要的過失相殺**、不法行為の場合は**任意的過失相殺**

4. 帰責事由の立証責任

債務者は、自己に帰責事由がないことを証明しない限り、債務不履行責任を負うことになる。



《損害の算定期期》

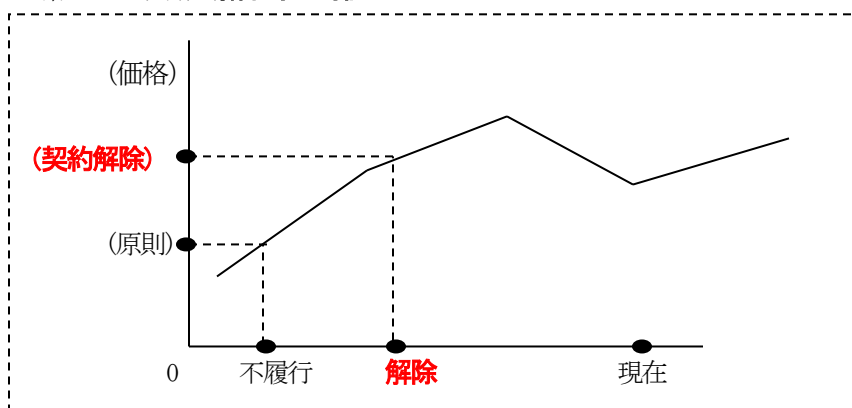
1. 問題の所在

債務不履行に基づく損害は金銭に評価されて賠償されるが、例えば、売買の目的物である土地の引渡しが行えなくなった場合、どの時点の土地の評価額を基準として損害額が算定されるのか。土地などの不動産は常に価額が流動しているので問題となる。

2. 基本

(原則) **債務不履行時の時価**

(契約を解除した場合) **解除時の時価**



3. 価格上昇中の場合

→債務者（売主）が債務不履行時に価格が高騰することを予見すべきであったときは、債権者（買主）は、不履行時と現在の差額を特別損害として賠償請求できる

